

令和6年度市民参加手続実施調査

1 基本構想

策定 ③必須、②④が非常に適している

変更 ③必須、②が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続							
	名称	分類		市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	手続の結果 (計画等への反映状況も記入)	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続(◎)を2つ以上選択しなかった 場合のみ理由記入							
		項目									制定改廃						
市民協働課	日進市再犯防止推進計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎パブリックコメント手続	地域福祉計画との一体計画のため一緒に実施	令和7年2月10日～3月10日	提出人数：1名 提出意見：2件 今回のパブリックコメントの内容をもとに検討をし、今後の参考とした。			
市民協働課	日進市再犯防止推進計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和7年4月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎意向調査	アンケート用紙を配布・回収	令和7年1月6日～10日	19通回収(有効回収率90.5%) アンケート結果からみた現状と課題に反映			
市民協働課	第3次日進市男女平等推進プラン中間見直し	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎意向調査	無作為抽出による市民3,000人へアンケート調査	令和6年10月24日～12月18日	市民調査：1330通回収(有効回収率44.3%) ごとも調査：856通回収(有効回収率55.5%) 計画は令和7年度にかけて作成			令和7年度にパブリックコメント及び附属機関による市民参加手続を実施予定。
市民協働課	第3次日進市男女平等推進プラン中間見直し	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎附属機関	(附属機関等) 日進市男女平等推進審議会	令和6年6月～令和7年3月 全4回	計画について諮問中で、引き続き令和7年度も審議予定。			令和7年度にパブリックコメント及び附属機関による市民参加手続を実施予定。
防災交通課	日進市地域防災計画の修正	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和7年3月修正分	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎附属機関	日進市防災会議	令和7年3月4日	修正(案)についての審議を行った			災害対策基本法第42条により国の防災基本計画に基づき、県地域防災計画に準じた内容で市町村防災会議が作成及び必要な修正が義務付けられた計画であり、防災会議が防災に携わる市民団体も含めた会議体であるため。
防災交通課	日進市地域防災計画の修正	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和7年3月修正分	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年1月20日～令和7年2月18日	提出人数：1名 提出意見：2件 項目の追加、表記等に対するご意見をいただいたが、国県の動向を見て今後検討するとした。			
地域福祉課	第2期にしん幸せまちづくりプラン(第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画)	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和5年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎附属機関	日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	令和6年4月～令和7年3月 全5回実施予定	計画等に盛り込む内容についての審議等を行った			
地域福祉課	第2期にしん幸せまちづくりプラン(第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画)	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和5年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎ワークショップ	にしん助け合いリビングラボ	令和6年4月～令和7年2月 全6回実施予定	参加者：第1回15名、第2回17名、第3回12名、第3.5回18名、第4回13名、第5回16名 計画に関連する活動について検討を行った			
地域福祉課	第2期にしん幸せまちづくりプラン(第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画)	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和5年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和7年2月10日～3月10日	提出人数：3名 提出件数：8件 表現変更や内容について再検討を行った			
子育て支援課	第三期日進市子ども・子育て支援事業計画の策定	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎附属機関	日進市子ども施策推進委員会	令和6年4月～令和7年3月 全4回開催	計画等に盛り込む内容についての審議等を行った			国に定める保育等の量の見込みを算出したうえで子育て支援事業を展開するための計画であることから、専門的知見を伺うため附属機関において審議を行った。
子育て支援課	第三期日進市子ども・子育て支援事業計画の策定	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年1月21日～2月21日	提出人数：5名 提出件数：39件 計画への反映はなかったが、各部署や附属機関で共有した。			
健康課	第3次いきいき健康プランにしん21	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年1月21日～2月21日	提出人数：1名 提出件数：1件 意見を計画に反映した			
健康課	第3次いきいき健康プランにしん21	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎ワークショップ	ワーキングの実施	令和6年8月27日	参加者：17名 健康づくりの推進について話し合った			
健康課	第3次いきいき健康プランにしん21	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎附属機関	いきいき健康プランにしん21推進委員会	令和6年9月～令和7年3月 全3回開催	計画等に盛り込む内容についての審議等を行った			
都市計画課	都市マスタープラン中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎附属機関	都市計画審議会	令和7年3月19日	都市マスタープランの中間見直しに関する説明・質疑応答を行った。			意向調査、パブリックコメントを令和7年度に実施予定。
都市計画課	立地適正化計画策定	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年8月～令和8年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎附属機関	都市計画審議会	令和7年3月19日	立地適正化計画の策定に関する説明・質疑応答を行った。			ワークショップ、パブリックコメントを令和7年度に実施予定。

農政課	地域計画の策定	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和5年5月～令和7年3月	○	◎	◎(必須)	◎	○	○	◎パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年1月～2月	提出人数：1名 提出件数：1件 参考意見として受け、市の考えをHPにて公開した。			令和5年8月にアンケート実施し、計画における将来の意向の面積に反映した。
図書館	第2次子ども読書活動推進計画中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和4年4月～令和9年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎①附属機関	(附属機関等)図書館協議会	令和6年4月～3月全3回	計画の体系・内容についての審議等を行った			計画全体の見直しではなく策定後に始めた学校連携の部分を追加するための見直しであり、関係機関(学校及び学校図書館)とは密に連絡や情報交換を行っているため。
図書館	第2次子ども読書活動推進計画中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和4年4月～令和9年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎③パブリックコメント手続	(パブリックコメント手続)パブリックコメントの募集	令和7年3月1日～令和7年3月26日	提出人数：1名 提出件数：9件 意見を計画に反映した			
図書館	第2次子ども読書活動推進計画中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和4年4月～令和9年3月	○	◎	◎(必須)	○	○	○	◎⑤意見交換	(意見交換)関係団体へのヒアリング	令和6年4月～3月全12回	第2次日進子ども読書活動推進計画見直しにかかる団体を対象に説明および質疑応答を行った。			計画全体の見直しではなく策定後に始めた学校連携の部分を追加するための見直しであり、関係機関(学校及び学校図書館)とは密に連絡や情報交換を行っているため。

2 基本条例

※市民参加手続(項目) ①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ②③が非常に適している
変更 ③④⑤が非常に適している

担当課	対象事項		対象事項の事業実施期間(計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続							
	名称	分類		市民参加の手続き(項目)	手続方法	左記手続方法の手続実施期間	手続の結果(計画等への反映状況も記入)	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかった場合のみ理由記入							
		項目									制定改廃	①	②	③	④	⑤	⑥
	該当手続きなし																

3 義務権利条例

※市民参加手続(項目) ①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ①⑥が非常に適している
変更 ①④⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

担当課	対象事項		対象事項の事業実施期間(計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続							
	名称	分類		市民参加の手続き(項目)	手続方法	左記手続方法の手続実施期間	手続の結果(計画等への反映状況も記入)	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかった場合のみ理由記入							
		項目									制定改廃	①	②	③	④	⑤	⑥
環境課	日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和7年6月1日から施行予定	◎	○	*◎	◎	○	◎	◎③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年9月2日から9月30日まで	提出人数：2名 提出件数：2件 参考意見として受け、市の考えをHPにて公開した。			
環境課	日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和7年6月1日から施行予定	◎	○	*◎	◎	○	◎	◎①附属機関	環境まちづくり評価委員会	令和6年10月7日に開催	変更内容についての審議等を行った。			
都市計画課	日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和7年3月	◎	○	*◎	◎	○	◎	◎①附属機関	都市計画審議会	令和6年11月14日	原案のとおり可決			
都市計画課	日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和7年3月	◎	○	*◎	◎	○	◎	◎⑥説明会	都市計画法第16条説明会	令和6年6月7日	参加者：11人 原案のとおり都市計画変更手続きを進める。			
都市計画課	日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和7年3月	◎	○	*◎	◎	○	◎	◎⑥説明会	都市計画法第17条説明会	令和6年7月17日	参加者：4名 原案のとおり都市計画変更手続きを進める。			
都市計画課	日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和7年3月	◎	○	*◎	◎	○	◎	◎⑦その他	縦覧	令和6年8月1日～8月16日	窓口縦覧：1名 Web縦覧：100回 86名 意見書なし			
都市計画課	日進市空家の適切な管理に関する条例の一部改正	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和6年3月～令和6年12月	◎	○	*◎	◎	○	◎	◎①附属機関	日進市特定空家等認定委員会	令和6年5月17日	原案のとおり改正			

都市計画課	日進市空家の適切な管理に関する条例の一部改正	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和6年3月～令和6年12月	◎	○	*	◎	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年7月1日～7月31日	提出人数：2名 提出件数：5件 参考意見として受け、市の考えをHPにて公開したうえで、原案のとおり改正。			
下水道課	日進市下水道条例の一部を改正する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃		◎	○	*	◎	○	◎					使用料の改定	条例第7条第2項第4号に該当するため	

4 生活影響制度

策定 ④⑤⑥が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

変更 ④⑤⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続							
	名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	手続の結果 (計画等への反映状況も記入)	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかった 場合のみ理由記入	
		項目															制定改廃
学習政策課	日進市立小中学校部活動地域移行に関する検討	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和5年4月～令和7年3月	○	○	*	◎	◎	◎	①附属機関	日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会	①令和6年7月24日 ②令和6年12月24日 ③令和7年3月10日	関係者による意見交換により、小中学校部活動に関する方針を固めることができた。			専門的知見から意見を伺うため。
学習政策課	日進市立小中学校部活動地域移行に関する検討	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和5年4月～令和7年3月	○	○	*	◎	◎	◎	④意向調査	アンケート調査	令和6年11月～令和7年1月 全3回実施	当事者(小中学生の児童生徒及び保護者)から意見収集でき、分析・検討に反映できた。			
学習政策課	日進市立小中学校適正規模等に関する検討	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	○	*	◎	◎	◎	①附属機関	日進市立小中学校適正規模等検討委員会	①令和6年4月23日 ②令和6年10月31日 ③令和7年2月18日	関係者による意見交換により、小中学校適正規模等に関する方針を固めることができた。			関係者から具体的な意見を伺うため。
学習政策課	日進市立小中学校適正規模等に関する検討	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	○	*	◎	◎	◎	⑦その他	日進市立小中学校適正化対策検討部会	①令和7年5月30日 ②令和7年9月27日	関係者による意見交換により、西小学校適正化対策に関する方針を固めることができた。			関係者から具体的な意見を伺うため。
学習政策課	日進市立小中学校適正規模等に関する検討	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	○	*	◎	◎	◎	⑥説明会	日進市立西小学校適正化対策に関する住民説明会	①令和7年8月23日 ②令和7年8月25日	計画の周知とともに、課題などを抽出できた。			

5 公共用施設設置計画

策定 ①②⑥が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

変更 ①④⑥が非常に適している

担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続							
	名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	手続の結果 (計画等への反映状況も記入)	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかった 場合のみ理由記入	
		項目															制定改廃
財務政策課	公共施設再編計画及び庁舎建替え基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	◎	◎	○	○	○	◎	④意向調査	アンケート調査	令和6年10月～11月	アンケート配布数 3000件 回収数 1074件 回収率 35.8%			・令和7年度にパブコメ実施予定。 ・計画策定のために市民の公共施設の利用状況等を把握するとともに、公共施設に対する意見を伺いたいためにアンケート調査を選択 ・計画について広く市民の意見を伺いたいたためパブコメを選択
都市計画課	赤池箕ノ手近隣公園基本計画の修正	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和6年2月～令和7年3月	◎	○	○	◎	○	◎	⑥説明会	説明会	令和7年3月	参加者：15名 修正設計案の説明を行った。			令和7年度にパブコメ実施予定。 計画策定時にワークショップを行い、今回はその計画を基にした修正であり説明会の方が適しているため。
下水道課	日進市汚水適正処理構想	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和7年4月～令和13年3月	◎	○	○	◎	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和7年1月15日～2月14日	提出人数：0名 提出件数：0件			計画について広く市民の意見を伺いたいたため。 説明会は令和5年10月に「日進市汚水適正処理構想」とともに実施。

6 努力規定

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続						
	名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	手続の結果 (計画等への反映状況も記入)	適用除外事項	適用除外理由	
		項目														制定改廃
環境課	日進市環境基本計画年次報告書	条例第7条第4項	-	令和6年4月から令和7年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	環境まちづくり評価委員会	令和6年4月から令和7年3月まで計2回開催(7/29、10/7)	年次報告書に盛り込む内容についての審議等を行った。		
環境課	日進市環境基本計画年次報告書	条例第7条第4項	-	令和6年4月から令和7年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年9月2日から9月30日まで	提出人数: 6名 提出件数: 22件 参考意見として受け、市の考えをHPにて公開したうえで一部意見を計画に反映した。		
都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年10月4日	原案のとおり可決		
都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	⑥説明会	名古屋都市計画生産緑地地区変更原案説明会	令和6年6月17日	参加者: 2名 原案のとおり都市計画変更手続を進める。		
都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	⑦その他	法定縦覧 (窓口・web)	令和6年8月5日～8月20日	縦覧者 窓口:0名 web:16回 15名 意見書の提出はなし		
都市計画課	名古屋都市計画用途地域の変更及び地区計画の決定	条例第7条第4項	-	令和3年4月～令和7年5月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年11月14日	原案のとおり可決		
都市計画課	名古屋都市計画用途地域の変更及び地区計画の決定	条例第7条第4項	-	令和3年4月～令和7年5月	○	○	○	○	○	○	⑥説明会	名古屋都市計画地区計画策定原案説明会	令和6年7月17日	参加者: 4名 原案のとおり都市計画変更手続を進める。		
都市計画課	名古屋都市計画用途地域の変更及び地区計画の決定	条例第7条第4項	-	令和3年4月～令和7年5月	○	○	○	○	○	○	⑦その他	法定縦覧 (窓口・web)	令和6年10月4日～10月21日	窓口縦覧: 1名 Web縦覧: 9回 6名 意見書の提出はなし		
都市計画課	特定生産緑地指定事務	条例第7条第4項	-	令和3年10月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	過年度継続～令和6年8月13日	回収率:100% 特定生産緑地指定の手続を進める。		
都市計画課	特定生産緑地指定事務	条例第7条第4項	-	令和3年10月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年10月4日	原案のとおり可決		
都市計画課	暫定用途地域調査検討業務(折戸地区)	条例第7条第4項	-	平成31年3月～令和7年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	過年度から継続	回収率87.1% 合意率が確定するまで継続して実施。		
都市計画課	暫定用途地域調査検討業務(赤池地区)	条例第7条第4項	-	平成31年3月～令和7年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	過年度から継続	回収率41.0% 合意率が確定するまで継続して実施。		
都市計画課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	-	令和2年4月～令和6年3月 令和5年4月～令和6年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	社会資本整備総合交付金評価委員会	令和7年3月24日	傍聴: 0名 事後評価案について、会長と調整を行うことで承認。		
都市計画課	社会資本総合整備計画「香久山周辺のコンパクトネットワークを指したまちづくり」中間評価(案)	条例第7条第4項	-	令和2年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年5月1日～令和6年5月31日	提出人数: 0名 提出意見: 0件		
都市計画課	マンション管理認定計画	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年11月12日	原案のとおり策定		
都市計画課	マンション管理認定計画	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年1月10日～2月10日	提出人数: 1名 提出件数: 3件 今後情報提供をする旨HPにて公開したうえで、原案のとおり策定		
こども課	日進市保育施設の運営・整備に関する計画(中間見直し)	条例第7条第4項	-	令和3年3月～令和11年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	未実施(令和7年度に延期)	延期理由: 上位計画である第3期子ども・子育て支援事業計画の数値確定後に実施することとしたため。		